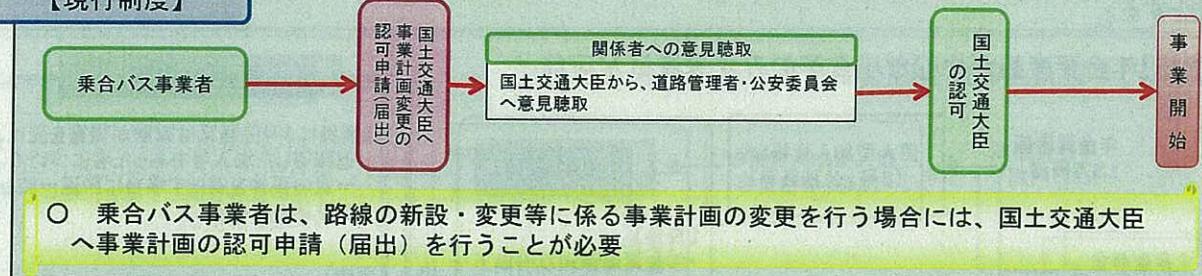


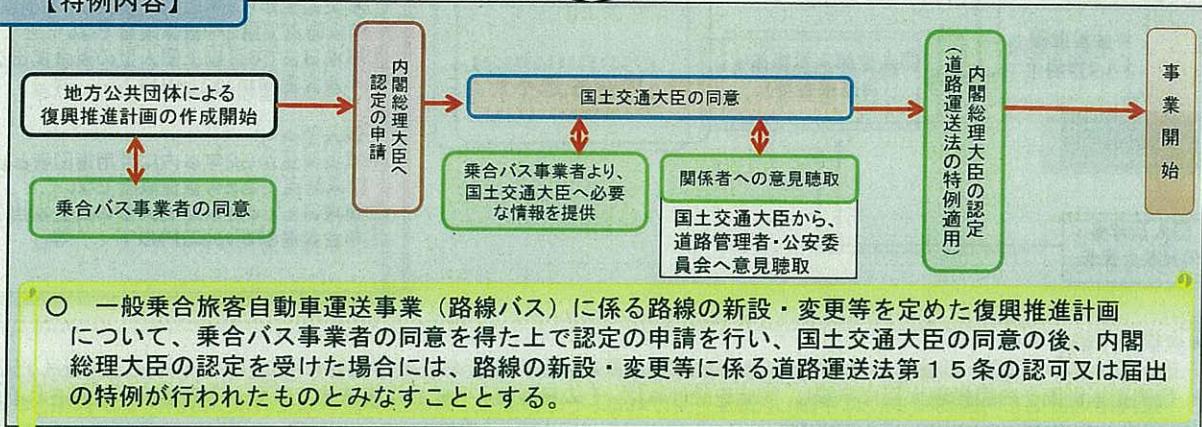
## 法律で規定している規制の特例措置等～まちづくり～ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例（道路運送法の特例）

- 地方公共団体が作成する復興推進計画において、他のまちづくり関連施策と合わせて一般バスの路線の新設・変更等について規定された場合には、道路運送法上の認可（届出）の手続を不要とし、手続の簡素化を図ることとする。

### 【現行制度】



### 【特例内容】

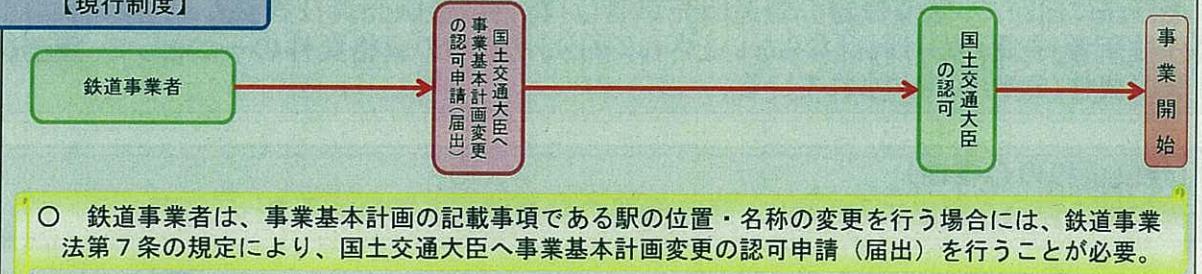


31

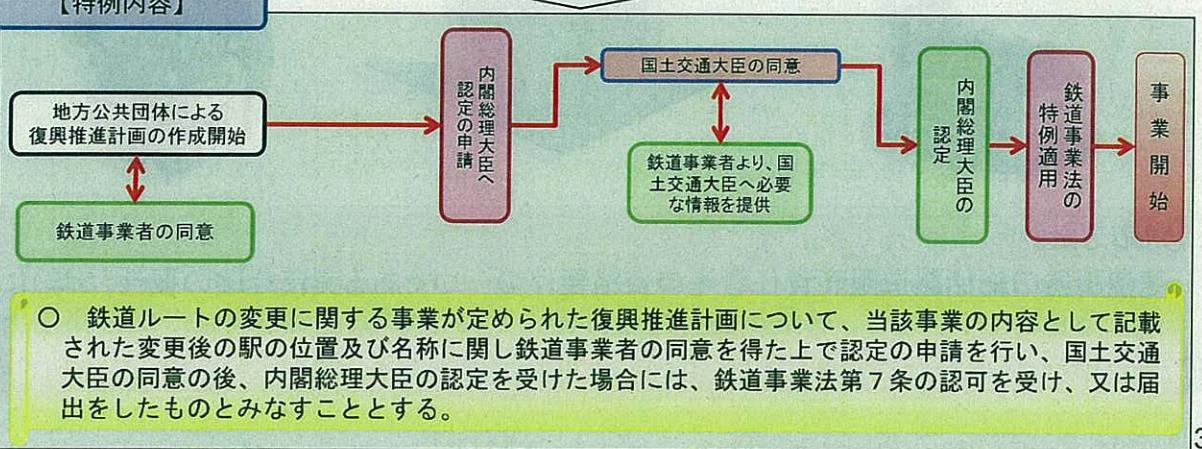
## 法律で規定している規制の特例措置等～まちづくり～ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例（鉄道事業法の特例）

- 地方公共団体が作成する復興推進計画において、他のまちづくり関連施策と合わせて鉄道ルートの変更等について規定された場合には、鉄道事業法上の認可（届出）の手続を不要とし、他の復興事業と一緒に鉄道ルートの変更を円滑かつ確実に実施することとする。

### 【現行制度】



### 【特例内容】

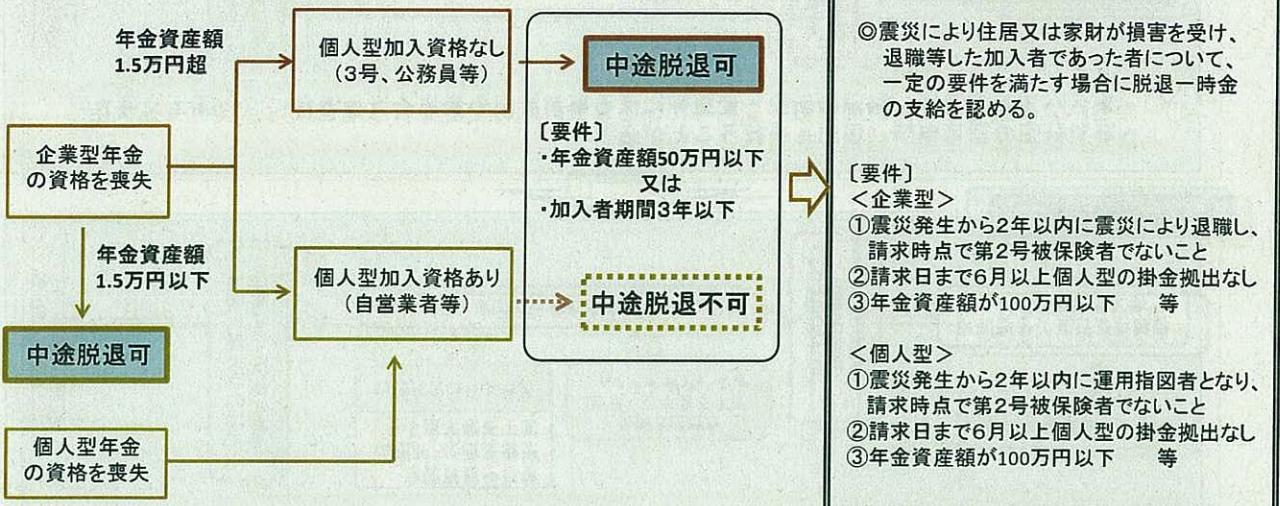


32

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ~医療、福祉等~  
確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和（確定拠出年金法の特例）

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者については、確定拠出年金制度からの中途脱退を可能とする。

【現行】年金資産額が少額な場合等のみ中途脱退が可能



☆今後の手続

- ・被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の振興に係る事業（例：商店街の復興や災害に強い街づくり等）を盛り込んだ復興推進計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受ければ、その日以後、平成27年度末までの間、特例措置が適用される。

33

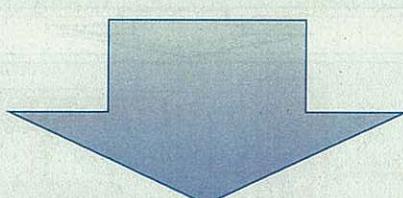
復興推進計画による規制・手続の特例措置 ~医療、福祉等~  
医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（薬事法施行規則の特例）

【規制の現状】

薬事法において、医療機器の製造販売業者は「総括製造販売責任者」を、製造業者は「責任技術者」を置かなければならぬとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験の要件（3年）が定められている。

【規制緩和の必要性】

被災地の産業を創出するために、医療機器の製造拠点を誘致することが必要。

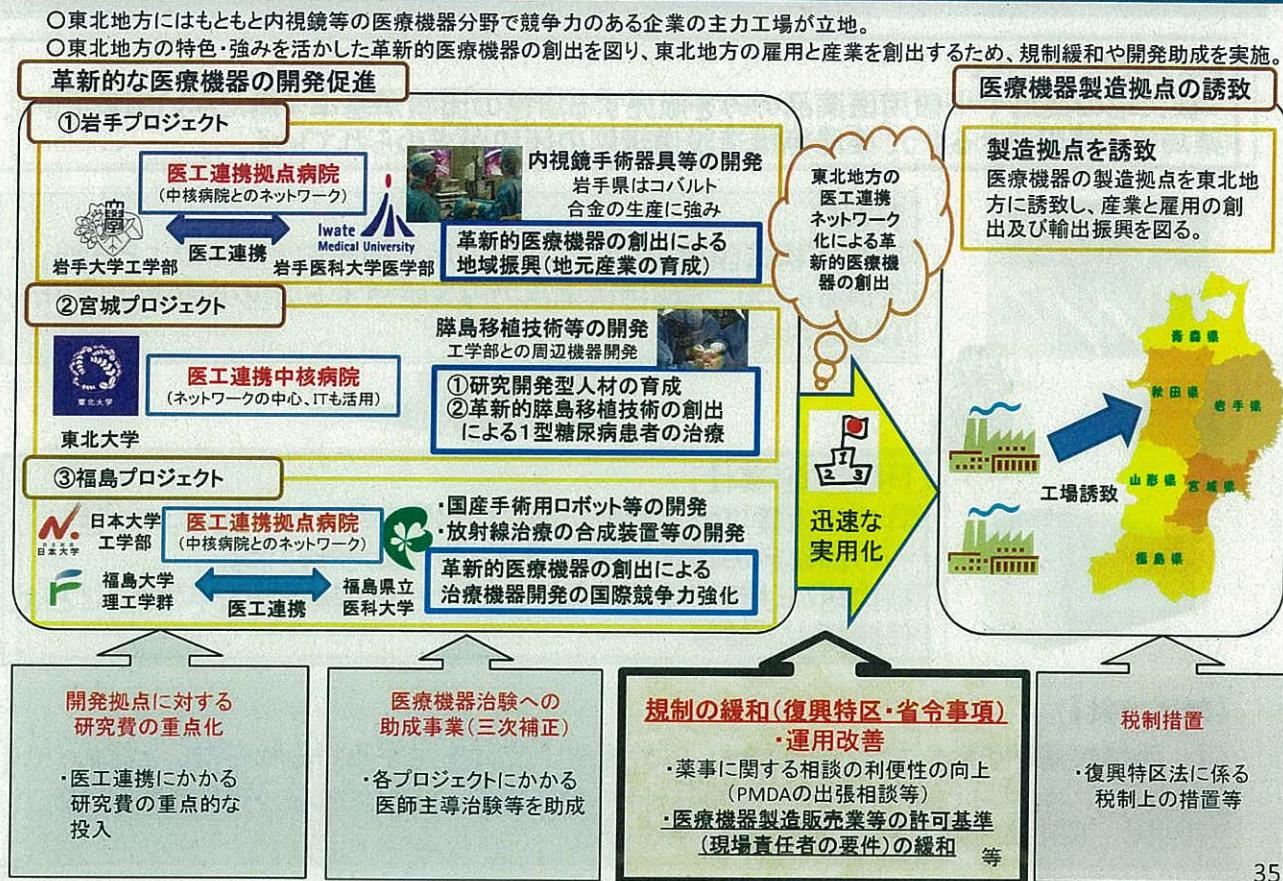


【対応方針】

医療機器の総括製造販売責任者等の資格要件の一つである実務経験の要件（3年）に関する基準については、道県が復興推進計画に定める基準（品質管理上、保健衛生上等の観点から現行の基準に相当する基準）を適用することとする。

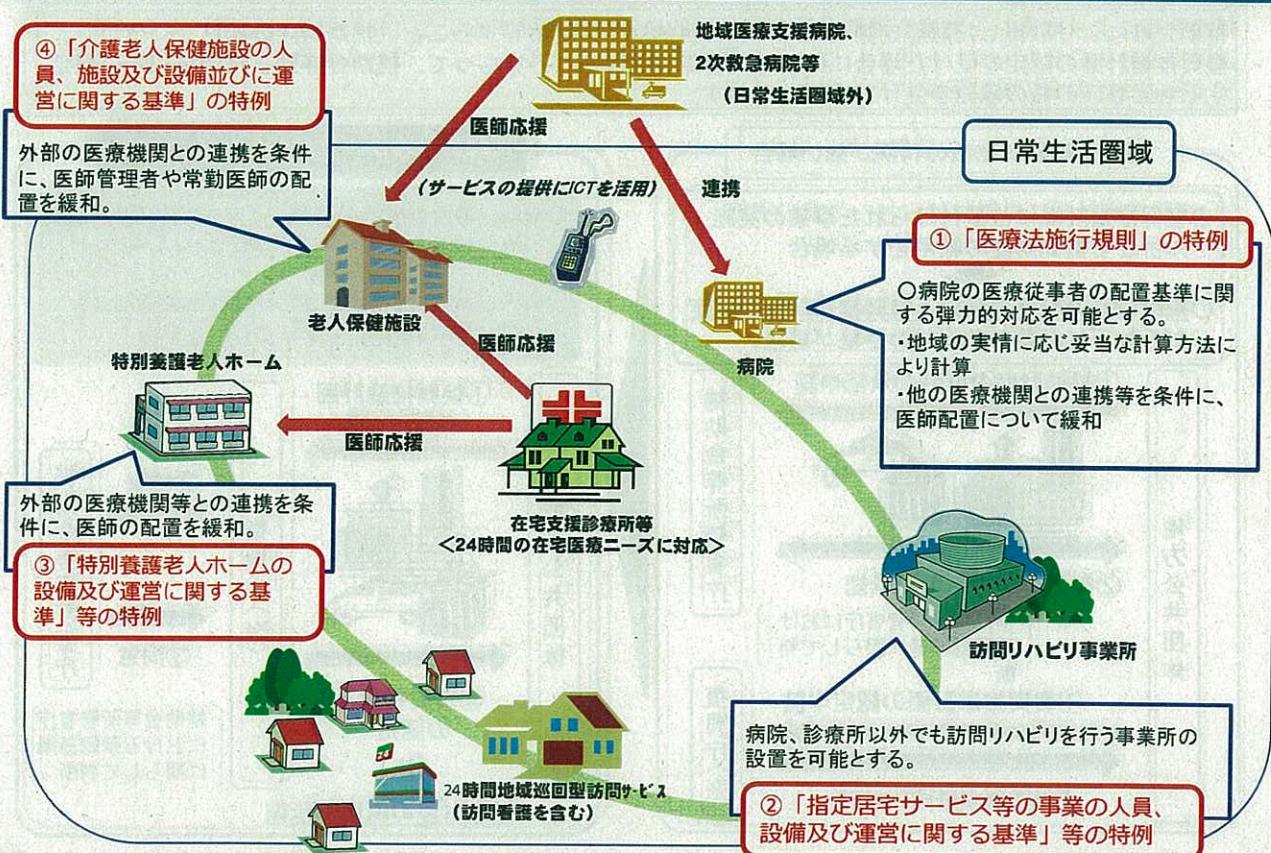
34

## (参考) 東北発医療機器等開発復興特区構想



35

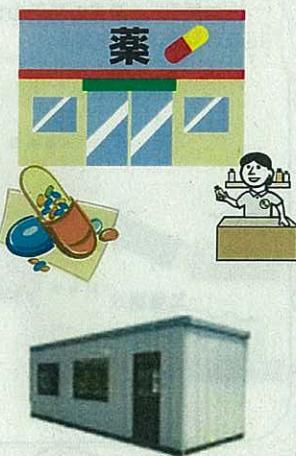
## 復興推進計画による規制・手続の特例措置～医療、福祉等～ 被災地における医療・介護確保のための特例（医療法施行期規則等の特例）



36

【被災地のニーズ】

被災地の薬局や一般用医薬品のみを販売する店舗の面積が基準を満たさない場合でも、薬局等を開設できるよう、薬局等構造設備規則の緩和が求められている。



【現状】

薬局等構造設備規則では、薬局の店舗面積は19.8m<sup>2</sup>以上とされている。また、一般用医薬品のみを販売する店舗の面積は13.2m<sup>2</sup>以上とされている。

【特区の必要性】

東日本大震災で、薬局等が甚大な被害を受けたことにより、住民への医薬品の提供が困難な地域がまだ存在する。

被災地の住民が少しでも身近なところで医薬品入手できることは、保健衛生上重要。

【対応方針】

- 面積が基準を満たさない場合でも、保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めたものについては、県等が薬局等の開設許可を与えることができるよう特例的な措置を講じ、被災地の薬局等の設置の支援を行う。

復興推進計画による規制・手続の特例措置  
補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例（補助金等適正化法の特例）

補助金等により取得した財産を補助金等の交付目的以外に使用等すること（補助財産の転用）について、復興推進計画の認定を受けた場合には、その認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

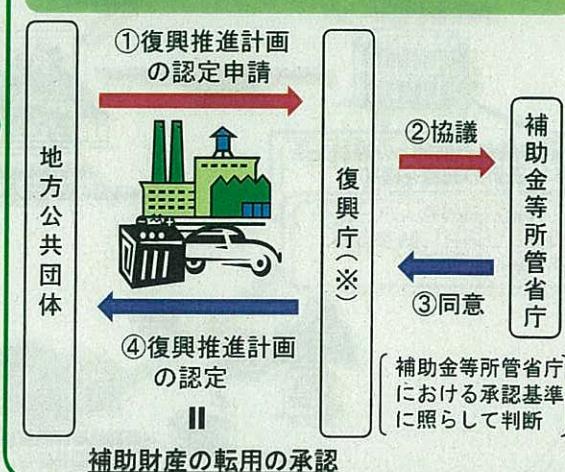
補助金等適正化法の特例が無い場合

- 復興推進計画に位置付けられた事業の実施に併せて補助財産の転用をする場合
- 補助財産の転用の承認と復興推進計画の認定がそれぞれ必要であるため手續が重複。

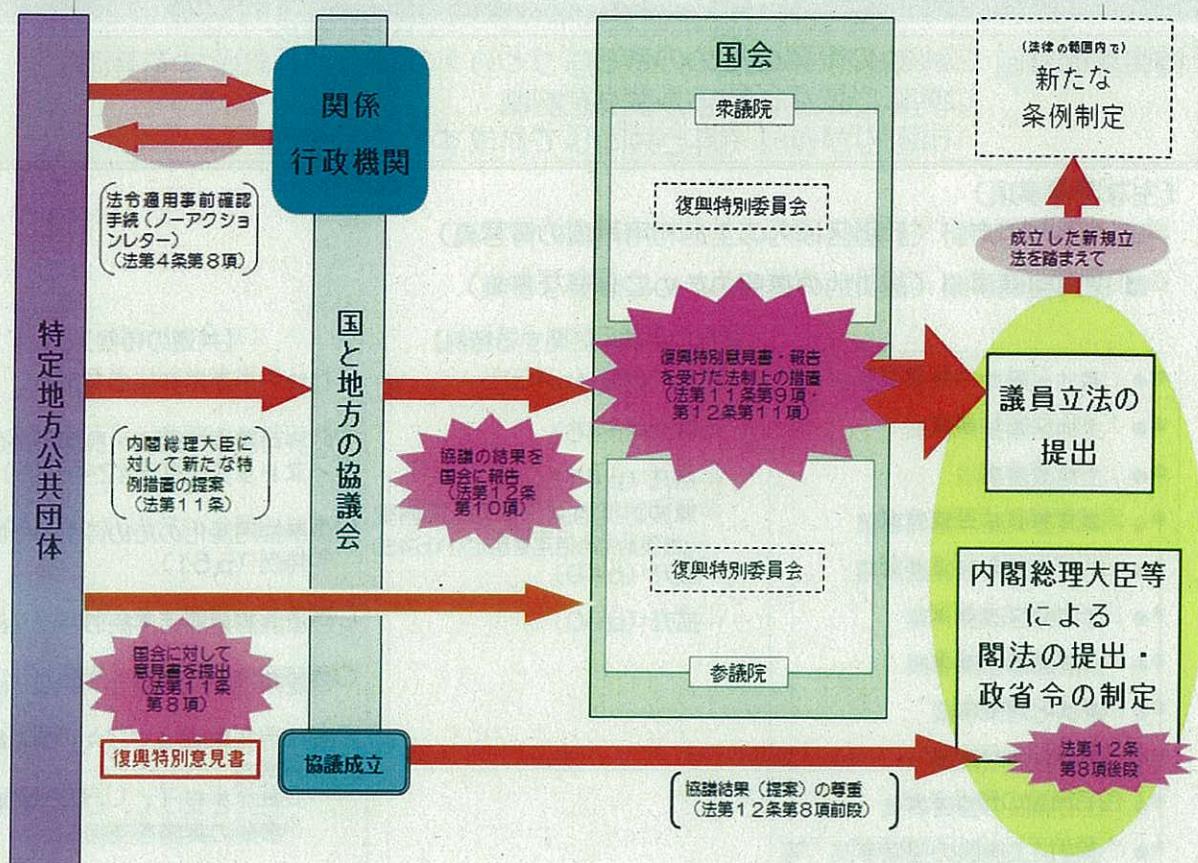


補助金等適正化法の特例による手續

- 補助金等所管省庁の同意の上で補助財産の転用が位置付けられた計画の認定を受けた場合
- 復興推進計画の認定を補助財産の転用の承認とみなすことにより手續の重複を排除。



## 法律規制事項についての新たな規制の特例措置を実現するスキームのイメージ



39

## 復興整備計画と主な特例措置

- 復興整備計画の作成(p.41)
- 事業実施に必要な許可の基準緩和(p.42)
- 復興整備計画に基づく開発許可の特例の概要(p.43)
- 復興整備計画に基づく農地転用の特例の概要(p.44)
- 事業実施に必要な許可手続のワンストップ化(p.45)
- 宅地・農地一体整備事業の創設等(p.46)
- 県営土地改良事業の拡充(p.47)
- 津波復興拠点整備事業の創設(p.48)
- 防災集団移転促進事業の拡充(p.49)
- 住宅地区改良事業の拡充(p.50)
- 復興整備事業の円滑化のための土地に関する特例(p.51)
- 環境影響評価手続の特例(p.52)
- 建築行為等の届出・勧告(p.53)

40